

令和2年12月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年12月10日（木曜日） 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番 繁田 富男 2番 島津 益夫 3番 （空席）
4番 園田 恭子 5番 宿利 浩満
6番 河野千代美（副会長） 7番 安藤 慎八（会長）

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣 2番 長尾亀世美 3番 衛藤 榮一
4番 梅木 隆富 5番 藤原 善和 6番 高浪 辰雄
7番 高倉 利子 8番 飯田 久夫 9番 秋好 清広
10番 帆足 智己 11番 （欠席） 12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明願いについて
議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第4条の規定に基づく許可処分の
取消し願いについて
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
(相続)

報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について
報告第4号 農地所有適格法人要件確認書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

主幹（統括）井野 俊夫
主査 島津 智美 主査 繁田 寿美

7. 会議の概要 事務局	<p>ただ今より令和2年12月定例総会を開催します。新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、引き続き、マスクを着用しての会議となりますが、ご了承願います。</p> <p>本日、12月議会の一般質問のため、事務局長と衛藤和敏推進委員は欠席の連絡をいただいております。</p> <p>それでは、着席して進めさせていただきます。</p> <p>それでは、安藤会長あいさつをお願いします。</p>
会長	(あいさつ)
事務局	<p>農業委員定数6名に対して、6名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となります。以後の議事の進行につきましては、安藤会長よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、1番委員、2番委員よろしくをお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。</p> <p>番号1、大字太田字石坂〇〇〇〇番〇〇、登記簿地目は畑、面積は1,391㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で、売買です。担当委員は、2番委員です。</p> <p>番号2、大字山田字門出〇〇〇番、登記簿地目は田、面積は4,408㎡です。3条の無償移転です。譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さん外3名、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で、贈与及び無償譲渡です。担当委員は、6番副会長です。</p> <p>以上2件です。</p>

議長	<p>それでは、担当委員の説明ですが、 番号1を2番委員、 番号2を6番副会長、お願いします。 また、農業委員の報告の後に、推進委員、報告をよろしくお願 いします。</p>
2番委員	<p>番号1を報告します。11月28日、譲受人、推進委員と私で現 地の確認をしました。土地の所在は、大字太田字石坂〇〇〇〇番〇 〇で、八幡の〇〇神社の上の、右に入って所に、〇〇〇〇〇〇〇〇 が最近オープンしていますが、その隣になります。面積は、1, 3 91㎡で、〇〇と稲作をしている譲受人が取得し耕作する計画で す。現状は畑で、前は荒れていましたが、今はきれいに整備されて、 牧草が植えられる状態です。権利の内容は売買による所有権の移転 です。譲渡人が管理できなくなったとの事情です。譲受人の取得後 の経営面積は40a以上あり、通作距離は1.5kmくらいで、耕 作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されております。農機 具は、トラクター、コンバイン、そのほかいろいろ持っております。 農業従事者は本人含めて4人おり、取得後の耕作に問題ありませ ん。 以上報告を終わります。</p>
6番副会長	<p>番号2について、報告します。12月4日、譲受人、推進委員、 事務局とで現地を確認しました。土地の所在は、大字山田字門出〇 〇〇番、〇〇〇の近くです。地目は田で、現況も田です。面積は、 4, 408㎡です。権利の内容は所有権の移転です。譲渡人は4人 姉妹で、九重、神奈川、福岡と遠方で、一番上の方は96歳と高齢 です。譲受人は、子の〇〇さんで、無償譲渡による移転です。譲受 人の取得後の耕作面積は、40a以上あり、通作距離は900mく らいで、耕作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、 農機具の所有状況は、トラクター等で、農業従事者は本人一人です が、取得後の耕作に問題ありません。 以上です。</p>
推進委員	<p>高齢になったことで無償譲渡ということでした。以上です。</p>

議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
議長	<p>質疑がなければ採決をとります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可します。</p> <p>次に、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。</p> <p>番号1、大字四日市字土蔵〇〇〇〇番外1筆、登記簿地目は畑、面積合計は1,613㎡です。申請人は、〇〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、植林用地としての転用です。なお、平成7年頃から植林用地として使用しており、追認案件です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は、4番委員です。</p> <p>番号2、大字太田字川底〇〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積は1,396㎡です。申請人は、〇〇市の〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、植林用地としての転用です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は、2番委員です。</p> <p>番号3、大字山田字蘆田〇〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積は196㎡です。申請者は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、駐車場置場としての転用です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は、6番副会長です。</p> <p>以上3件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明を</p> <p>番号1 を4番委員、</p> <p>番号2 を2番委員、</p> <p>番号3 を6番副会長、お願いします。</p> <p>委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。</p>

4番委員	<p>それでは、番号1の調査結果を報告します。12月1日、申請者、事務局、推進委員と私で現地確認を行いました。現状は、植林されておりまして、その付近も以前畑だったものが植林されているような状況です。以上報告を終わります。</p>
推進委員	<p>その近辺は、ほとんど山になっております。</p>
2番委員	<p>番号2の調査結果を報告します。12月4日、申請者、事務局、推進委員と私で現地確認を行いました。土地の所在は、大字太田字川底〇〇〇〇番〇、面積は1,396㎡です。県道〇〇号線、〇〇バス停から入って、お堂があり、そこから数百メートルの所になります。田から山林、クヌギを植える計画です。周囲に農地がありますが、同意も得ており、農地宅地への影響はありません。許可下り次第、3月末までに植林を終わる予定にしています。土砂の流出、その他災害の発生する恐れはありません。農地法の違反もありません。以上です。</p>
6番副会長	<p>番号3の調査結果を報告します。12月4日、申請者、推進委員、事務局と私で現地確認を行いました。土地の所在は、大字山田字鶴田〇〇〇〇番〇です。国道〇〇〇号線、〇〇方面に入ったところの、〇〇〇〇です。転用目的は、事業拡張で駐車場が不足しているためです。登記簿は田、現況も田です。面積は196㎡です。駐車場用地に転用します。工事計画は許可日から令和3年3月31日までです。ここは、7月の豪雨で水があがったところでした。</p>
推進委員	<p>何回か〇〇さんも申請をしてくれています。台数もかなり増えてきて、事業を拡張していて、それに伴い、従業員の駐車場が必要ということで、こういった申請になりました。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
5番委員	<p>〇〇さんの件なのですが、写真に囲いの網が写っていたような気がします。町がしてくれた分ではないのですよね。</p>
2番委員	<p>それは違うと思います。近くは中山間地域に入っていると思いますが、そこがどうなのかは事務局お願いします。</p>

事務局	<p>中山間地域には、前年度まで入っていましたが、現在は外れています。柵については自分で設置したということです。ただ、周辺の農地の方から、柵を外すと鳥獣害の被害があるので、植林はするけど柵はこのままの状態を維持していくということです。以上です。</p>
議長	<p>これはみんなで共同で柵をしたということですか。</p>
事務局	<p>自分のところは個人でしたということです。写真に写っている手前の柵は、別の農地の柵で、間に水路が通っております。</p>
2番委員	<p>補足をしていいですか。この農地は、自分が作れないので他の人に作ってくれないかと頼んだそうですが、だれも作ってくれないということです。水路が通っていますが、水路を越して、イノシシやシカが来ても困るということで、できるだけ柵は残してくれないかという事情です。</p>
議長	<p>他に何かありませんか。 質疑がなければ採決をとります。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付します。 次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。 番号1、大字山田字寺田〇〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積は2,568㎡です。5条の使用貸借権の設定です。貸人は、〇〇の〇〇〇、借人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、農業用施設用地としての転用です。農地の区分は、農用地区域</p>

議長	<p>内農地と判断されます。担当委員は、6 番副会長です。</p> <p>番号 2、大字山田字町浦〇〇〇〇番〇外 1 筆、登記簿地目は田、合計面積は 1, 7 4 2 m²です。5 条の所有権の移転です。譲渡人は、〇〇の〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、駐車場用地として転用です。なお、〇〇〇〇番〇だけなのですが、災害があったところに持っていくために表土をはいでいます。また、農地の一部に進入路を設けており、追認案件です。農地区分は、第 3 種農地と判断されます。担当委員は、6 番副会長です。</p> <p>番号 3、大字山田字靄田〇〇〇〇番、登記簿地目は田、面積は 4 5 5 m²です。5 条の所有権の移転です。譲渡人は、〇〇の〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、駐車場用地としての転用です。農地の区分は、第 2 種農地と判断されます。担当委員は、6 番副会長です。</p> <p>番号 4、隣接になりますが、大字山田字靄田〇〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積は 1 5 7 m²です。5 条の所有権の移転です。譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、駐車場用地としての転用です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。担当委員は、6 番副会長です。</p> <p>番号 5、大字山田字上の詰〇〇〇〇番〇外 1 筆、登記簿地目は田、合計面積は 9 1 4 m²です。5 条の使用貸借権の設定です。貸人は、〇〇の〇〇〇〇さん、借人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、貸家住宅用地としての転用です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。担当委員は、6 番副会長です。</p> <p>番号 6、大字四日市字祝林〇〇〇番、登記簿地目は畑、面積は 3 8 6 m²です。5 条の所有権の移転です。譲渡人は、〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇市の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇です。転用目的及び転用理由は、個人住宅用地として転用です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。担当委員は、7 番会長です。</p> <p>以上、6 件です。</p> <p>それでは、担当委員の説明を 番号 1 から 5 を 6 番副会長、お願いします。 番号 6 を 私が説明します。 委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。</p>
----	---

<p>推進委員</p>	<p>ん。</p> <p>番号5の調査結果を報告します。12月4日、貸人と、事務局、推進委員と私で現地を確認しました。土地の所在は、大字山田字上の詰〇〇〇〇番〇外1筆です。〇〇自衛隊官舎近くです。現況は田です。面積合計は914㎡です。貸人、借人は親子関係です。転用目的は、貸家住宅用地で、3棟建設します。着工は、令和3年1月10日から令和3年6月10日までです。うわ土を取り、少しかさ上げをします。土砂の流出又は崩壊はありません。その他の災害の発生はありません。</p> <p>1番の、〇〇栽培の〇〇さんですが、〇〇〇の、〇〇所の下あたりになります。すでに、十数棟建てております。それに伴い、従業員も増えてきています。生産効率から行くと、あと何棟かは余力があるということで、今回申請があがってきております。一面、平らになるので、雨水はどうなっているか聞くと、7月の豪雨も心配がなく、家の下に水路があり、そこに排出できるということです。</p> <p>2番の、〇〇〇〇〇ですが、プラントがある事務所付近は低いです。東側のほうを申請されていますが、そこも水があがっておりますが、流れる程度でリスクを避けるためにも車両だけでも高台にあげたい、工場そのものの移転は難しいということです。</p> <p>3番、4番の、〇〇〇〇と〇さんです。隣同士で、〇〇〇〇さんが申請したところ、〇さんの家の裏側に土地がありますが、駐車場用地として申請したところでは、〇さんにつきましては、先に出ました〇〇〇〇さんの転用申請の隣を〇さんの駐車場にしたいということです。ちょうど道がカーブしており、庭先に駐車スペースがないということで、お互いやり取りをするということです。</p> <p>それから5番の、〇〇さんですが、〇〇の〇〇〇〇の工場の道路を挟んで向かい側、すでに〇〇さんの貸家3、4棟があります。その東側に3棟、今回申請を挙げております。隣の田も〇〇さんのもので、土砂の流出等問題ありません。</p>
<p>7番会長</p>	<p>それでは、番号6について説明いたします。12月3日に、推進委員、事務局、申請者と現地確認しました。土地の所在は、大字四日市字祝林〇〇〇番、面積は386㎡で、現況は畑です。〇〇〇公民館より30mくらいのところになります。譲受人の要望で、所有権の移転です。譲受人と譲渡人は兄妹で、住宅を新築する計画です。</p>

	<p>周囲の農地に影響はなく、排水は既存の排水路に排水する計画です。過去に農地法の違反はありません。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
議長	<p>質疑がなければ採決をとります。</p> <p>議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。</p> <p>議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第4号非農地証明願いについて、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号非農地証明願いについてです。</p> <p>番号1、大字塚脇字当ノ下〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積は160㎡です。申請人は、〇〇県〇〇〇市の〇〇〇〇さん。非農地の事由は、昭和24年頃に、自己の住宅を建築していたが、地目を変更していなかったためです。農地法以前のこととなります。担当委員は、6番副会長です。</p> <p>以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明を</p> <p>番号1 を6番副会長、お願いします。</p> <p>委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。</p>
6番副会長	<p>それでは、番号1の調査結果を報告します。12月4日、申請者の代わりに管理をされている方、事務局、推進委員と私で現地を確認しました。土地の所在は、大字塚脇字当ノ下〇〇〇番〇、〇〇です。登記簿は田で、現況は宅地です。面積は160㎡です。昭和24年に自己の家を建築していたためです。昭和27年に農地法ができる以前のことであり、非農地化しています。地目を変更していなかったためです。申請者は、〇〇〇に住んでおり、兄弟も近くに</p>

	<p>ません。管理の方が現状どおり管理していくそうです。以上報告を終わります。</p>																												
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>																												
議長	<p>質疑がなければ採決をとります。議案第4号非農地証明願いについて、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>																												
農業委員	<p>(挙手)</p>																												
議長	<p>全員賛成です。議案第4号非農地証明願いについて、原案どおり許可し、証明書を交付します。</p>																												
議長	<p>次に、議案第5号農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>																												
事務局	<p>議案第5号農用地利用集積計画についてです。別冊の議案第5号の最後のページをご覧ください。</p> <p>利用権の設定の新規ですが、</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>3年未満</td> <td>が</td> <td>1件で</td> <td>900㎡</td> </tr> <tr> <td>3年～5年</td> <td>が</td> <td>5件で</td> <td>12,593㎡</td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td>が</td> <td>4件で</td> <td>8,033㎡</td> </tr> </table> <p>合計で 10件 12,526㎡です。</p> <p>利用権の設定の再設定ですが、今度、12月20日で切れる分の再設定です。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>3年未満</td> <td>が</td> <td>9件で</td> <td>42,363.92㎡</td> </tr> <tr> <td>3年～5年</td> <td>が</td> <td>41件で</td> <td>143,692㎡</td> </tr> <tr> <td>6年～9年</td> <td>が</td> <td>1件</td> <td>6,550㎡</td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td>が</td> <td>8件</td> <td>24,335㎡</td> </tr> </table> <p>合計で 59件 216,940.92㎡です。</p> <p>新規と再設定の合計が、</p> <p>69件 238,466.92㎡となります。</p>	3年未満	が	1件で	900㎡	3年～5年	が	5件で	12,593㎡	10年以上	が	4件で	8,033㎡	3年未満	が	9件で	42,363.92㎡	3年～5年	が	41件で	143,692㎡	6年～9年	が	1件	6,550㎡	10年以上	が	8件	24,335㎡
3年未満	が	1件で	900㎡																										
3年～5年	が	5件で	12,593㎡																										
10年以上	が	4件で	8,033㎡																										
3年未満	が	9件で	42,363.92㎡																										
3年～5年	が	41件で	143,692㎡																										
6年～9年	が	1件	6,550㎡																										
10年以上	が	8件	24,335㎡																										
議長	<p>質疑はありますか。</p>																												
議長	<p>無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手</p>																												

	<p>をお願いします。</p>
<p>農業委員</p>	<p>(挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成です。議案第5号については、原案どおり承認します。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。</p>
<p>事務局</p>	<p>引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第1号です。農地法第4条の規定に基づく許可処分の取消し願いが1件提出されております。少し古いのですが、昭和63年3月31日に許可を受けていますが、許可を受けた後も農地として利用してきており、令和2年11月20日付で、大分県知事から取消通知が行われましたので、報告します。内容については、ご一読ください。</p> <p>報告第2号です。農地法第3条の3第1項の規定による、相続による所有権移転の届出が3件提出されております。内容については、ご一読ください。</p> <p>報告第3号です。農地法第18条合意解約通知書について7件提出されております。内容については、ご一読ください。</p> <p>報告第4号です。農地法第6条第1項の規定による、農地所有適格法人要件確認書が1件報告されております。報告のありました法人については農地所有適格法人の要件を満たしていることを報告します。内容については、ご一読ください。</p>
<p>議長</p>	<p>その他、委員から何かありましたらお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会12月定例総会を閉会します。</p>